

令和7年度 三朝町森林経営管理意向調査 及び森林経営管理権集積計画策定業務仕様書

(適用)

第1条 本仕様書は、「令和7年度三朝町森林経営管理意向調査及び森林経営管理権集積計画策定業務」(以下「本業務」という。)に適用し、本業務における主要事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本業務は、森林経営管理法に基づく新たな森林経営管理システムを実施するために、森林経営管理意向調査、森林境界調査及び経営管理権集積計画(案)作成に関する業務を行い、成果品のとりまとめを行うことを目的とする。

(疑義)

第3条 本業務を実施するにあたっては、本仕様書のほか、関係法令等を遵守して行い、疑義を生じた事項、または明記されていない事項が生じた場合については、発注者三朝町(以下「甲」という。)と受注者(以下「乙」という。)の協議の上、甲の指示に従うものとし、その内容については、その都度乙が打合せ簿に記録し、相互に確認しなければならない。

(着手)

第4条 乙は、本業務に着手する際には着手届を甲に提出するものとする。

2 乙は、本業務を統括する者を主任技術者として選任し、着手届にその旨を記載するものとする。

(守秘義務等)

第5条 乙は、本業務の実施の際に知り得た関係者等の秘密及び個人情報等を漏らしたり、他の目的に利用したりしてはならない。

2 乙は、本業務の目的を理解して常に言動には十分注意し、無益の摩擦や紛争を起こしてはならない。

(保安)

第6条 乙は、関係機関と緊密な連絡を取り、本業務等の実施中の安全を確保しなければならない。

2 乙は、本業務の実施にあたり、あらかじめ事故等が発生しないよう安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。また、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じなければならない。

(検査)

第7条 乙は、成果品に業務完了届等を添えて提出し、完了検査に合格した時点をもって完了とする。

(修補)

第8条 甲は、完了検査において、乙の過失又は粗漏に起因する誤りが判明し、修補の必要があると認めた場合には、乙に対して、期限を定めて成果品の修補等を指示することができるものとし、乙の負担において実施するものとする。

2 乙は、甲が指示した期間内に修補を完了しなければならない。

3 検査職員が修補の指示をした場合、修補の完了の確認は、検査職員の指示に従うものとする。

(履行期限及び納入場所)

第9条 本業務の履行期限及び納入場所は、以下のとおりとする。

- (1) 履行期限 令和8年3月19日
- (2) 納入場所 三朝町 農林課

第2章 業務内容

(業務実施区域等)

第10条 本業務の実施区域及面積は以下のとおりとする。

- (1) 意向調査
 - ①実施区域 三朝町大字福山
 - ②事業量 131.55ha(林地台帳)
 - ③対象森林 地域森林計画対象森林の私有林のうち、原則として、適切に経営管理されていない人工林等(森林経営計画が策定されていない森林等)
 - (2) 森林調査・計画作成
 - ①実施区域 三朝町大字大谷、田代
 - ②事業量 森林調査 117.71ha
計画作成 5.88ha
 - ③対象森林 令和4年度及び5年度実施の意向調査の結果を踏まえ、今後の経営や管理について「町に委ねることを検討」と回答された人工林等(森林経営計画が策定されていない森林等)
- 2 意向調査対象区域は、林地台帳、森林簿(人工林の分布状況等)、森林経営計画の策定状況、三朝町森林整備計画上の位置付け、施業履歴の有無、所有者の特定が出来る者から行うこととし、それ以外の場合は、甲と協議しながら選定するものとする。

(業務範囲)

第11条 本業務の範囲は別紙1(業務手順書)のとおりとし、甲と協議しながら進めるものとする。

- 2 意向調査に伴う封筒代、返信用封筒代等の通信交通費、事務用品費及び雑費等は一般管理費に含むものとする。
- 3 業務手順によりがたい事象が発生した際には、甲乙協議の上対応する。

第3章 成果品

(成果品)

第12条 本業務の成果品については、次のとおりとし、電子データも併せて提出するものとする。

- (1) 意向調査結果(意向調査対象者リストも提出すること)
 - (2) 現地調査結果(適宜、写真も添付すること)
 - (3) 経営管理集積計画(案)
- 2 成果品にあつては、甲の依頼により、甲乙協議の上、乙は必要に応じて前項に定めのないその他の資料を提出するものとする。

(成果品の提出)

第 13 条 乙は、本業務が完了したときには、成果品を甲に提出しなければならない。

2 乙は、甲の依頼により、履行期間途中においても成果品の部分引き渡しを行うものとする。

3 成果品は、甲に帰属するものとする。

4 乙は、成果品の複製物等を本事業の目的以外に使用してはならない。

(記載外の事項)

第 14 条 この仕様書の定めがない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

別紙1（業務手順書）

1. 意向調査の準備

- ① 関係資料の収集（施業履歴の整理、森林情報の収集）
- ② 事前調査に基づく対象地番の特定
- ③ 森林所有者情報の収集と整理
- ④ 意向調査内容の決定
- ⑤ 問い合わせへの対応方法の決定

2. 意向調査の実施

- ① 意向調査の送付
- ② 意向調査、経営管理権設定についての地元座談会の開催（必要に応じて）
- ③ 問い合わせへの対応
- ④ 戸別訪問、電話案内
- ⑤ 回答のとりまとめ、納品

3. 現地調査、集積計画の立案

- ① 経営管理の申し出があった森林の現地踏査、現状確認
- ② 経営管理権集積計画（案）の作成
- ③ 経営管理権集積計画（案）に対する同意の取得
- ④ 経営管理権集積計画（案）のとりまとめ、納品

関係法令等

- ・森林法
(昭和 26 年法律第 249 号 平成 30 年 6 月 1 日改正)
- ・森林法施行令
(昭和 26 年政令第 276 号 平成 28 年 12 月 26 日改正)
- ・森林法施行規則
(昭和 26 年省令第 54 号 平成 29 年 6 月 1 日改正)

- ・森林経営管理法
(平成 30 年法律第 35 号)
- ・森林経営管理法施行令
(平成 30 年政令第 320 号 平成 31 年 4 月 1 日施行)
- ・森林経営管理法施行規則
(平成 30 年省令第 78 号 平成 31 年 4 月 1 日施行)

- ・森林・林業基本法
(昭和 39 年法律第 161 号)

- ・三朝町森林整備計画書
(平成 31 年 3 月 31 日樹立)

別記

個人情報取扱業務委託契約特記事項

(個人情報の取扱い)

第1 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らしてはならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いを伴う業務に従事している者又は従事していた者が、当該契約による業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第3 乙は、この契約による業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託業務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供制限)

第4 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複製、複写の禁止)

第5 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(個人情報の適正管理)

第6 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等をき損及び滅失することのないよう、当該個人情報の適正な管理に努めなければならない。

(提供資料等の返還等)

第7 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故報告義務)

第8 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等の内容を、漏えい、き損及び滅失した場合は、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第9 甲は、乙が個人情報取扱業務委託契約特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。